

京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部会議資料

- 1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの状況について P 1

- 2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの状況について P 9

- 3 京都府の対応について P 12
 - (1) 家きんへの対応
 - (2) 野鳥への対応

- 4 各部局の役割分担について P 19

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ
の状況について

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザ国内10例目の疑似患畜確認について

令和2年11月26日
危機管理部
農林水産部

11月25日（水）に兵庫県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜、国内10例目が確認され、隣接県での発生となったことから、本日、西脇知事を本部長とした京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部会議を開催する予定としておりますので御報告します。

併せて、本件概要と本府の対応状況について下記のとおり御報告します。

記

1 発生概要

(1) 発生農場

兵庫県淡路市 採卵鶏（約146,000羽）

(2) 経過

- ・11月25日（水） 死亡羽数増加の通報、簡易検査陽性
- ・11月25日（水） 遺伝子検査(PCR検査)の結果、疑似患畜（H5亜型）を確認
殺処分等の防疫措置を開始

2 京都府の対応

(1) 家きん飼養者への対応

① 異常の有無の確認と情報提供

- ・11月26日 100羽以上の家きん飼養農場(63農場)に電話連絡し、全農場で異常がないことを確認
- ・11月26日 全家きん飼養者(422戸)に家畜保健衛生所から衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策を再徹底

② 緊急立入指導の実施

11月25日(水)から11月29日(日)までに、1万羽以上家きん飼養農場(22農場)を緊急的に立入し、防鳥ネット、鶏舎の入退時の長靴交換、手指の消毒や飲水消毒の点検など飼養衛生管理が万全であるかの指導を実施

(2) 野鳥への対応（野鳥対応レベル3）

① 監視強化重点箇所への巡視強化

- ・鳥類が集団飛来する河川、ため池（養鶏場付近含む）等の監視を第1次重点箇所35箇所から第2次重点箇所65箇所に拡大し、監視を強化（11/25現在：異常なし(35箇所)）

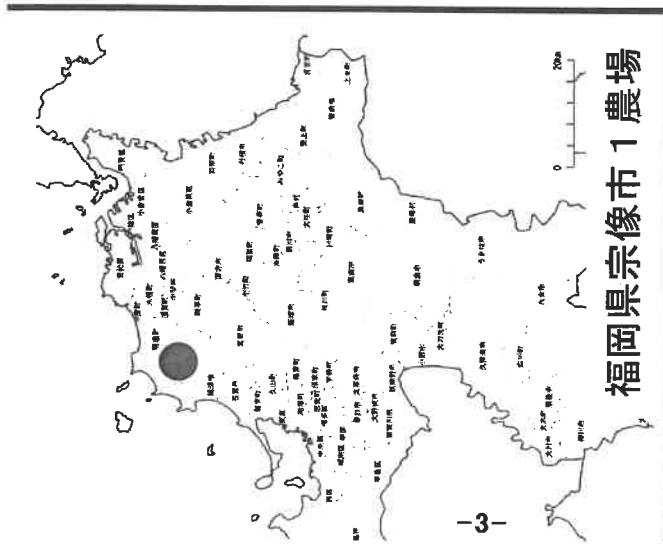
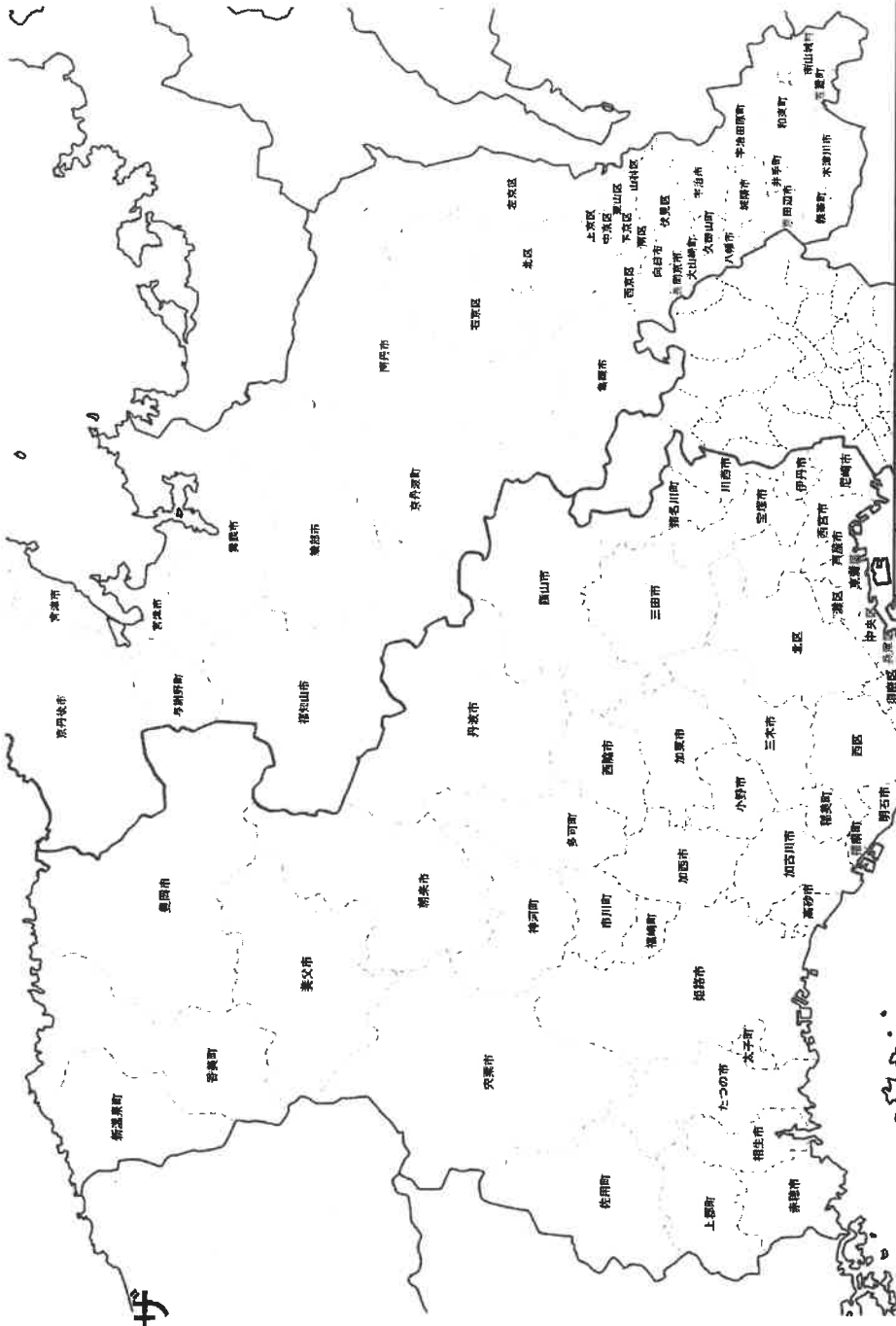
② 死亡野鳥等の簡易検査実施

- ・検査優先種1は1羽、検査優先種2は1羽、検査優先種3は3羽、その他の種は5羽から調査を実施

【府内での検査状況：11/10 精華町 オオバン1羽（陰性）】

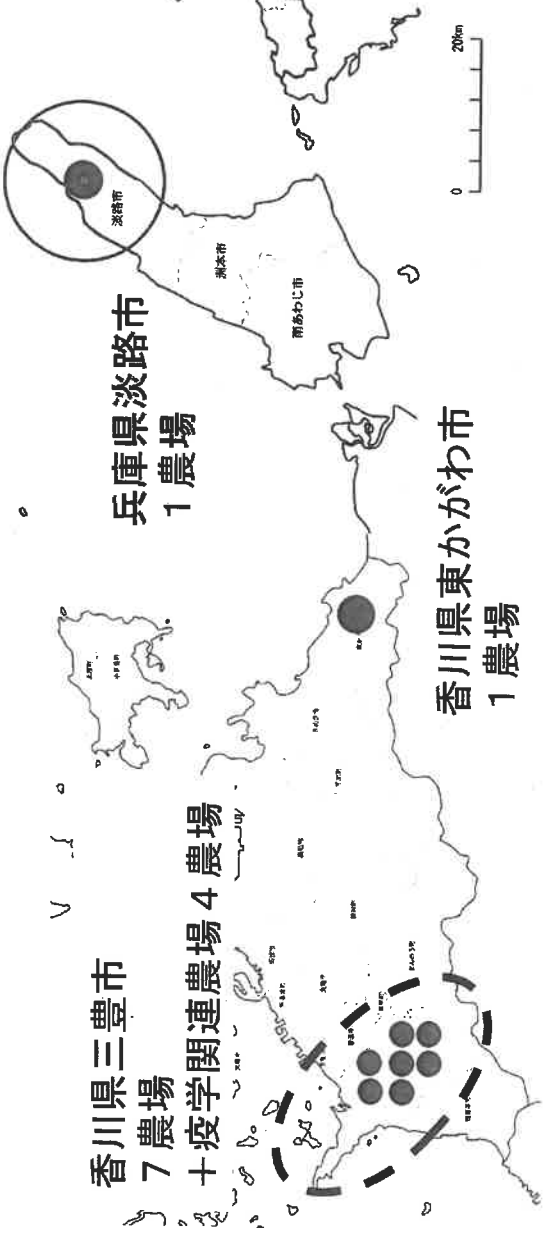
高橋 畜産課長	4980
田村 農村振興課長	4905

国内における 高病原性鳥インフルエンザ 発生状況



発生日	場所	用途	飼養規模	ウイルス 亜型
1 R2.11.5	香川県三豊市	採卵鶏	約 32 万羽	H5N8
2 R2.11.8	香川県東かがわ市	採卵鶏	約 4.6万羽	H5N8
3 R2.11.11	香川県三豊市	肉用種鶏	約 1.1万羽	H5N8
4 R2.11.13	香川県三豊市	肉用種鶏	約 1 万羽	H5N8
5 R2.11.15	香川県三豊市	採卵鶏	約 7.9万羽	H5N8
6 R2.11.20	香川県三豊市	採卵鶏	約 14.7万羽	H5亜型
疫学 R2.11.20	香川県三豊市	採卵鶏	約 1.9万羽	H5亜型
疫学 R2.11.20	香川県三豊市	採卵鶏	約 11.6万羽	H5亜型
疫学 R2.11.20	香川県三豊市	肉用鶏	約 5.7万羽	H5亜型
疫学 R2.11.20	香川県三豊市	肉用鶏	約 1.6万羽	H5亜型
7 R2.11.20	香川県三豊市	肉用鶏	約 49.5万羽	H5亜型
8 R2.11.21	香川県三豊市	採卵鶏	約 7.7万羽	H5亜型
9 R2.11.25	福岡県宗像市	肉用鶏	約 9.4万羽	H5亜型
10 R2.11.25	兵庫県淡路市	採卵鶏	約 14.6万羽	H5亜型

半径10km圏内



[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内10例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

プレスリリース

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内10例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ツイート

印刷

令和2年11月25日
農林水産省

本日、兵庫県淡路市の養鶏場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン10例目）が確認されました。

本発生は、兵庫県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。

農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場の概要

農場所在地：兵庫県 淡路市

飼養状況：採卵鶏(約14.6万羽)

2. 経緯

(1) 本日、兵庫県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 本日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。

(3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

本日、兵庫県淡路市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

11月25日の兵庫県淡路市における高病原性鳥インフルエンザの発生は兵庫県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- (ア)当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、
(イ)農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(ウ)半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- (関係者の了解を得られれば)大臣政務官級を兵庫県に派遣する等により、兵庫県と緊密な連携を図る。

5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
 日時：令和2年11月25日（水曜日）（持ち回り開催）

5.その他

(1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平
 代表：03-3502-8111（内線4581）
 ダイヤルイン：03-3502-5994
 FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
 トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
 電話：03-3502-8111（代表）
 法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

✪ [サイトマップ](#) ✪ [プライバシーポリシー](#) ✪ [リンクについて](#)・[著作権](#) ✪ [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

淡路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

淡路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、H5亜型であり、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、第1回兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

1 農場の概要

所在地：淡路市

飼養状況：採卵鶏農場（飼養羽数：146,000羽）

2 経過

- (1) 11月25日10時25分、当該農場から淡路家畜保健衛生所に家きんに異常が認められる旨、通報
- (2) 同日、12時36分、淡路家畜保健衛生所が当該農場で簡易検査をしたところ陽性を確認
- (3) 同日15時35分、淡路家畜保健衛生所に検体を持ち帰り実施した簡易検査においても陽性を確認
- (4) 同日21時、淡路家畜保健衛生所及び姫路家畜保健衛生所において、遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認されたことから、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定
- (5) 同日22時30分、農林水産省と協議のうえ同時発表

3 県の対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」ならびに「兵庫県鳥インフルエンザ対策淡路地方本部」の設置
- (2) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び殺処分後の家きんの焼却、汚染物品の焼埋却処分
- (3) 当該農場から半径3km以内の移動制限、半径10km以内の搬出制限区域の設定

区域	家きん農場数	飼養羽数
移動制限区域（3km以内）	0戸	0羽
搬出制限区域（10km以内）	7戸	10,075羽

- (4) 消毒ポイントを7箇所設置
- (5) 当該農場入口の通行遮断

（裏面あり）

4 その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザかどうかの確定診断のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を搬送する。
- (2) 各家畜保健衛生所を通じて県内養家きん農場等に情報提供するとともに、関係団体（県養鶏協会、全農兵庫、配合飼料基金協会等）に情報提供する。
- (3) 家きん農場における防疫対策については、農場への出入りの制限、消毒の徹底等一層強化するよう再度注意喚起する。
- (4) 第1回兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を以下のとおり開催する。
 - ① 日時 本日 21 時 30 分～
 - ② 場所 災害対策センター 1F 災害対策本部
 - ③ 構成 本部長：知事 副本部長：副知事、防災監
本部員：会計管理者、企画県民部長 等
- (5) 飼養農家等からの相談窓口の設置の検討
飼養農家等からの防疫対策の相談、経営相談等の相談窓口の設置を検討する。

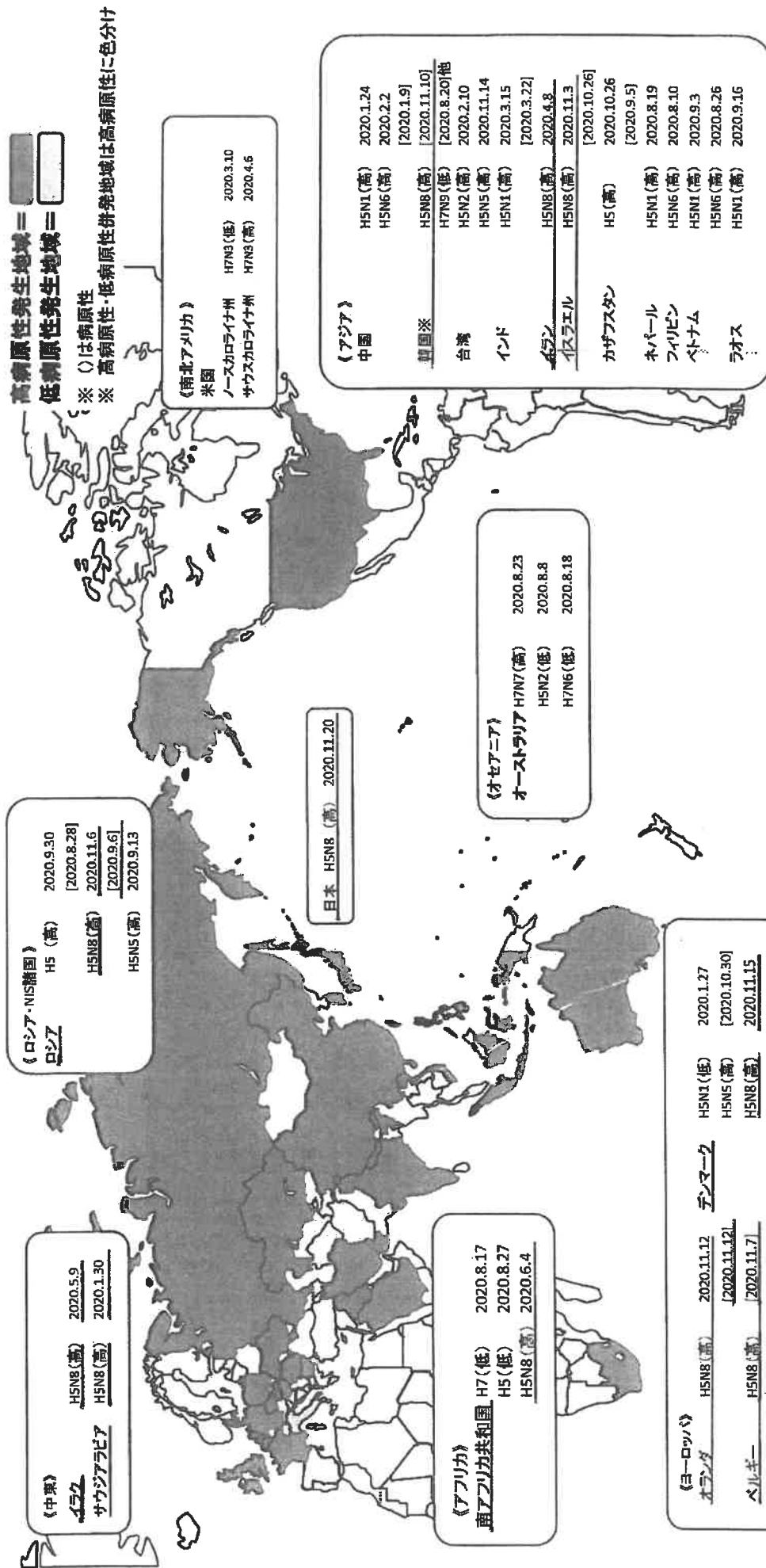
(参考) 今シーズンにおける国内家きん農場での発生状況

	発生日	場 所	用途	飼養規模	ウイルス亜型
1	R2. 11. 5	香川県三豊市	採卵鶏	約32万羽	H 5 N 8
2	R2. 11. 8	香川県東かがわ市	採卵鶏	約4.6万羽	H 5 N 8
3	R2. 11. 11	香川県三豊市	肉用種鶏	約1.1万羽	H 5 N 8
4	R2. 11. 13	香川県三豊市	肉用種鶏	約1万羽	H 5 N 8
5	R2. 11. 15	香川県三豊市	採卵鶏	約7.9万羽	H 5 N 8
6	R2. 11. 20	香川県三豊市	採卵鶏	約14.7万羽	H 5 亜型
疫学	R2. 11. 20	香川県三豊市	採卵鶏	約1.9万羽	H 5 亜型
疫学	R2. 11. 20	香川県三豊市	採卵鶏	約11.6万羽	H 5 亜型
疫学	R2. 11. 20	香川県三豊市	肉用鶏	約5.7万羽	H 5 亜型
疫学	R2. 11. 20	香川県三豊市	肉用鶏	約1.6万羽	H 5 亜型
7	R2. 11. 20	香川県三豊市	採卵鶏	約49.5万羽	H 5 亜型
8	R2. 11. 21	香川県三豊市	採卵鶏	約7.7万羽	H 5 亜型
9	R2. 11. 25	福岡県宗像市	肉用鶏	約9.4万羽	H 5 亜型
10	R2. 11. 25	兵庫県淡路市	採卵鶏	約14.6万羽	H 5 亜型

※「疫学」は、6例目の発生農場の疫学関連農場であるため、殺処分を実施（4農場）

2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ の状況について

高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2020年以降)



※日付は発生日又は検体回収日に基づく
 ※赤字は更新点
 ※[]は野鳥及び愛玩鳥等における発生を示す
 ※本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない
 ※型別に最新の発生算例を記載
 ※韓国のウイルス変型の詳細については「韓国における野鳥からのインフルエザウイルス分群算例」を参照

野鳥における鳥インフルエンザの状況について

(1) 韓国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

確認日（採取日）	場 所	検査材料	病原性	ウイルス亜型
R2. 10. 25 (10. 21)	忠清南道天安市	糞便	高	H5N8

(2) 国内における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

確認日（採取日）	場 所	検査材料	病原性	ウイルス亜型
R2. 10. 30 (10. 24)	北海道紋別市	糞便	高	H5N8
R2. 11. 13 (11. 9)	鹿児島県出水市	環境試料(水)	高	H5N8
R2. 11. 17 (11. 5)	鹿児島県出水市	糞便	高	H5N8
R2. 11. 20 (11. 16)	鹿児島県出水市	環境試料(水)	高	H5N8
R2. 11. 25 (11. 16)	新潟県阿賀野市	環境試料(水)	高	H5N8

3 京都府の対応について

京都府の対応について

(1) 家きん飼養者への対応

○緊急立入指導

11月25日(水)から11月29日(日)までに、1万羽以上の家きん飼養農場(22農場)を緊急的に巡回し、ウイルス侵入防止対策の点検を実施

<4戸完了(11/25現在)>

さらに、1,000羽以上の家きん飼養農場(25農場)についても、同様の点検を12月中旬までに実施

○緊急消毒指導

家畜保健衛生所が、家きん飼養農場に対して鳥インフルエンザ緊急立入指導と併せて農場内の消石灰による緊急消毒の実施を指導

○異常の有無の確認と情報提供

① 異常家きんの有無

11月26日に100羽以上の家きん飼養農場(63農場)に電話連絡し、全農場で異常がないことを確認中

② 情報提供と注意喚起

11月26日に全家きん飼養者(422戸)に家畜保健衛生所から衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策を徹底

○これまでの対応

① 強化巡回実施(11月～3月の間、毎月1回以上実施予定)

100羽以上家きん飼養農場(63戸)を毎月1回以上巡回し、臨床検査を行うとともに、防鳥ネット、靴底消毒等のウイルス侵入防止対策の状況確認、予防対策の徹底及び異常家きん発生時の早期通報を指導

② 小規模家きん飼養者への対策

100羽未満家きん飼養者(359戸)をシーズン前(8月～11月)に一斉点検が終了し、異常がないこと確認

③ 定期遺伝子検査

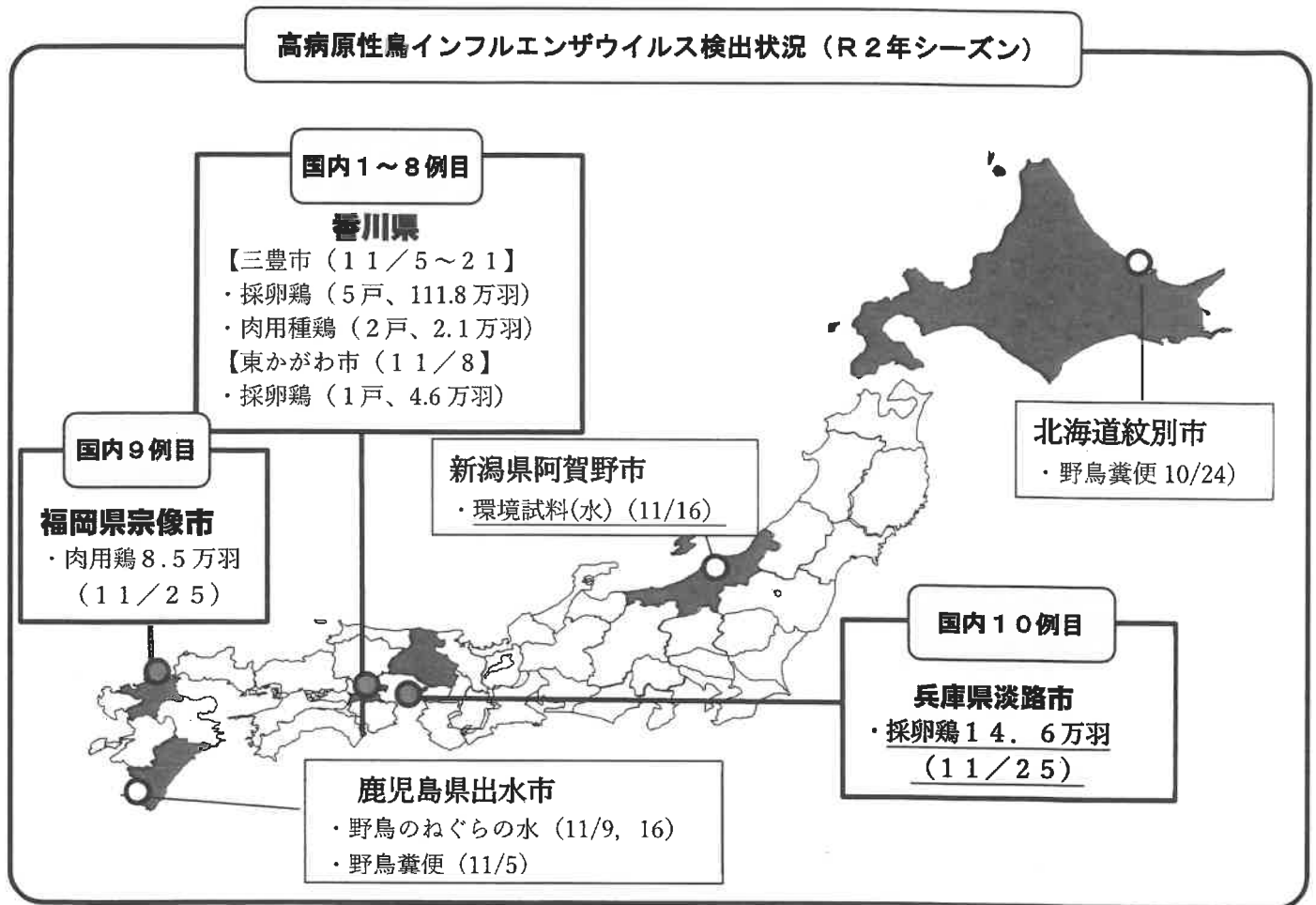
府内家きん飼養農場で毎月12農場120羽の検査を実施中

・令和2年4月から10月の実績：840羽陰性確認

高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています！

～最大限の警戒をお願いします～

- 兵庫県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認(国内10例目)されました。
- 新潟県で環境試料(水)から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。



①野生動物対策

網目2cm以下の防鳥ネットやビニールシートで野鳥やネズミ等の侵入を防止

②飲水対策

水道水以外を給与する場合は塩素等で消毒

③消毒の徹底

鶏舎入退時の長靴交換や手指消毒、鶏舎周囲には消石灰を散布

○死亡羽数が増える等の異状が見られたら、すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田 371-2
TEL 0773-25-1860 FAX 0773-25-1861
(24時間受付(休日・夜間は転送されます))

(2) 野鳥への対応

○野鳥の監視 対応レベル3 (国内複数箇所発生時 → 隣接府県発生時)

① 監視強化重点箇所の巡視強化中

鳥類が集団飛来する河川・ため池(養鶏農場付近含む)等の第2次重点箇所65箇所で週1回野鳥の生息状況の調査及び異常を監視

・第3回調査完了(11月25日時点:異常なし(第1次重点箇所))

②死亡野鳥等の簡易検査実施

検査優先種1、2は1羽以上、3は3羽以上、それ以外の種は同一場所で5羽以上死亡している場合に検査を実施。

・今シーズンは、1事例の検査陰性を確認済(オオバン死亡個体(11月 精華町))

○野鳥のため池対策

100羽以上の家きん飼養農場(63農場)周辺のため池の落水について、協力依頼文を市町村長あてに発出

(参考) 野鳥における対応レベルと対応内容

対応レベル	発生状況	鳥類生息状況等調査		ウイルス保有状況調査(同一箇所死亡している野鳥の検査※)			
		監視重点箇所	頻度	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
1	通常時	—	—	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
2	近隣国発生時	第1次重点箇所	必要に応じて	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	国内単一箇所発生時	第1次重点箇所 又は 第2次重点箇所 府内又は 隣接府県発生時	週に1回				
3	国内複数箇所発生時	第2次重点箇所 又は 隣接府県発生時	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	監視重点区域内発生地点から半径10km圏内	監視重点区域内の第3次重点箇所	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
備考		第1次重点箇所: 36箇所 第2次重点箇所: 65箇所 第3次重点箇所: 118箇所		17種 カモ目(10種) (オトリ、白鳥等) カイツブリ、ユリカモ、 オカキ、ハブキ等	11種 カモ目(5種) (マカモ、ススガモ等) オオバン、ノスリ、 クマカ、フクロ等	1,2以外の カモ目、タカ目 フクロ目等 (カカモ、カワ、アサギ、 チョウゲンボウ等)	1~3以外の全ての野鳥

ため池が周辺にある家きん飼養農場の状況

令和2年11月26日現在

○調査対象:100羽以上飼養農場 63農場

○うちため池が周辺にある農場 19農場(山城5、南丹8、中丹4、丹後2)

地域	農場名	農場所在地	飼養鳥種	飼養羽数(羽)	農場から300m以内の池			備考
					池の個数	最寄り池までの距離	池の水の状況 (カッコ内は池の数)	
山城管内	A	京都市西京区	採卵鶏・肉用鶏	600	8	100m	水抜き済み(3)、貯水中(5)	
	B	城陽市	採卵鶏	28,000	2	150m	貯水中(2)	
	C	綴喜郡宇治田原町	採卵鶏	3,200	3	80m	貯水中(3)	
	D	宇治市白川宇治市	種あひる	4,000	1	30m	貯水中(1)	
	E	京都市西京区	採卵鶏	400	8	100m	水抜き済み(3)、貯水中(5)	
小計	5農場			36,200	22			
南丹管内	F	亀岡市	肉用鶏	4,000	2	200m	水抜き済み(1)、水抜き中(1)	
	G	南丹市園部町	肉用種鶏	32,000	5	50m	水抜き済み(1)、貯水中(4)	
	H	南丹市八木町	肉用種鶏	8,000	4	100m	水抜き済み(2)、貯水中(2)	
	I	南丹市園部町	肉用鶏	12,000	2	70m	貯水中(2)	
	J	京丹波町	肉用鶏	8,000	1	300m	貯水中(1)	ゴルフ場
	K	亀岡市	肉用鶏	500	3	150m	水抜き済み(2)、貯水中(1)	
	L	亀岡市	肉用鶏	300	2	200m	水抜き済み(1)、水抜き中(1)	
	M	京丹波町	肉用鶏	700	1	300m	貯水中(1)	ゴルフ場
	小計	8農場			65,500	20		
	中丹管内	N	福知山市大江町	採卵鶏	156,000	1	20m	貯水中であるが防鳥対策済(1)
O		福知山市	肉用鶏	115,000	4	20m	水抜き済み(1)、貯水中(3)	
P		福知山市夜久野町	肉用鶏	168,700	1	300m	貯水中(1)	
G		福知山市夜久野町	肉用鶏	37,000	1	300m	貯水中(1)	
小計	4農場			476,700	7			
丹後管内	R	京丹後市弥栄町	肉用鶏	24,000	4	100m	水抜き済み(3)、貯水中(1)	
	S	京丹後市弥栄町	肉用鶏	13,500	3	100m	水抜き済み(3)	
小計	2農場			37,500	7			
合計	19農場			615,900	56		対策済み23 要対策33	

対象市町村に管理者への協力依頼を11/26発出予定

香川県の高病原性鳥インフルエンザ発生に係る疫学関連調査のまとめ

発生日	市	飼養状況	羽数 (万羽)	鶏舎構造	最も近い ため池 までの距離	車両消毒の状況	手袋・長靴の 交換・状況	小動物の 侵入	野鳥の 侵入
1 11月5日	三豊市	採卵鶏	32.0	—	50m	車両消毒ゲートは 農場外に設置 (一般道を経由し て農場進入)	・鶏舎ごととに手袋交換 ・鶏舎ごととの長靴の交換なし	集卵ベルト 開口部から可能	なし
2 11月8日	東かがわ市	採卵鶏	4.6	—	70m	車両消毒未実施	・鶏舎ごととの手袋・長靴の 交換なし	集卵ベルト 開口部から可能	なし
3 11月11日	三豊市	肉用種鶏	1.1	開放	150mに大型ため池 (長径500m) 30m	動力噴霧器による 消毒実施	・手袋の交換なし ・鶏舎ごととに専用の長靴に交換も、 履き替え時に動線交差	鶏舎金網破損	痕跡を 確認
4 11月13日	三豊市	肉用種鶏	1.0	開放 +サインドリス	周囲に複数あり 120m(長径170m)	動力噴霧器による 消毒実施	・手袋の交換なし ・鶏舎ごととに専用の長靴に交換も、 履き替え時に動線交差	鶏舎金網破損	—
5 11月15日	三豊市	採卵鶏	7.9	ウインドリス	200m	動力噴霧器による 消毒実施	・鶏舎ごととの長靴の交換なし	集卵ベルト 開口部から可能	なし

—：疫学調査チームの報告書に記載なし

(参考) 府内の家きん飼養状況 (R2. 11. 25 現在)

(戸、千羽)

地 域	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
山 城	125	85	4	—	25	3	154	88
うち1万羽以上	3	66					3	66
南 丹	94	571	9	38	22	46	125	655
うち1万羽以上	3	547	3	38	1	15	7	600
中 丹	67	853	9	442	6	—	82	1,296
うち1万羽以上	4	842	6	438			10	1,280
丹 後	58	10	2	37	1	—	61	47
うち1万羽以上			2	37			2	37
合 計	344	1,519	24	517	54	49	422	2,086
うち1万羽以上	10	1,455	11	513	1	15	22	1,983

4 各部署の役割分担について

各部署の役割分担について

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
危機管理部長 防災監 農林水産部副部長 (事務局) ・危機管理総務課 ・災害対策課 ・原子力防災課 ・消防保安課 ・農政課	①府対策本部の運営に関する事 ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 ②対策全般の総合調整に関する事 ③国・市町村との連絡調整に関する事 ④情報・データの一元管理に関する事 ⑤定時記者発表等広報に関する事 ⑥府民相談窓口の運営に関する事 (府民環境部と共管) ⑦広域振興局との調整に関する事	
農林水産部	①防疫(家畜、野生動物等)対策に関する事 ②府対策本部との調整に関する事 ③家畜保健衛生所との調整に関する事 ④農林水産省・環境省との連携・調整に関する事 ⑤専門家会議の運営に関する事 ⑥防疫資材の確保に関する事 ⑦風評被害対策に関する事	・防疫措置計画の作成 ➢農場防疫対策・周辺農場対応 ➢消毒ポイントの選定、資機材確保 ・緊急動員職員の後方支援 ➢バス、トラックの調達(緊急動員職員及び備蓄資材運搬) ➢備蓄防疫資材の運搬 ➢緊急動員職員の受付及び送付
知事直轄組織 (知事室長G) (会計管理者G) (職員長G)	①報道機関との調整等に関する事 ②緊急支出の審査・支払に関する事 ③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事	・プレスリリース及び本部会議開催に係る報道機関調整 ・緊急動員及び本格動員職員の招集 ・旧婦人相談所の駐車場管理
総務部	①緊急予算編成、要望等に関する事 ②焼・埋却地の選定等に関する事 (市町村との調整) ③防疫資材の確保に関する事(農林水産部と共管)	・防疫資材等の購入に係る予算対応 ・焼埋却地所管市町村と必要に応じた調整(現地対策本部補佐) ・防疫資材等の調達事務 ・制限区域等の公告
政策企画部	防疫活動の支援に関する事	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
府民環境部	①府民相談窓口の運営に関する事 (本部事務局と共管) ②埋却地周辺に係る水質等環境検査、環境省との連絡調整に関する事	・府民からの健康等に関する相談対応 ・動員職員等の健康管理 ・焼却施設の目的外使用に係る手続き ・埋却地周辺の水質等環境検査
文化スポーツ部	私立学校及び府立の大学との情報連絡等に関する事	・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関すること（知事直轄組織と共管） ②食肉処理施設、食鳥処理施設等に関すること ③動物取扱業に関すること ④愛玩動物に関すること ⑤保育園、介護施設等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・府民等の健康に関する相談窓口 ・農場等動員職員等の感染防御対策等健康管理対策指導 ・食肉処理場、食鳥処理場及び動物取扱業者に対する情報提供及び発生防止対策指導 ・家畜等を飼育している所管保育園等への情報提供・情報収集
商工労働観光部	①特別経営相談に関すること ②観光対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・府内企業等からの相談対応 ・観光客等への風評被害防止対策
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関すること ②消毒資機材等の輸送調整に関すること ③建設業協会等との調整に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントの設営 ・消毒ポイントの初期の運営 ・運搬車両不足時等の調整
議会事務局	府議会議員との情報連絡等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース、本部対策会議内容等の伝達
監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	防疫活動の支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関すること（学校給食を含む。） ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等を飼育している公立学校等への情報提供と情報収集 ・公立学校飼育家畜等への感染防止対策
府警本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関すること ②治安の維持、防犯対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・農場周辺の立入制限場所の警戒警備及び交通安全対策 ・車両消毒ポイントでの交通安全対策
現地対策本部 （広域振興局）	①現地対策本部の運営に関すること ②市町村等との連絡調整に関すること ③焼・埋却地に関する地元調整に関すること ④消毒ポイントの現地運営に関すること ⑤家畜保健衛生所の支援に関すること ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関すること（現地のテント、簡易トイレ等）	